

日光国立公園（尾瀬地域）

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

（案）

平成 年 月 日

環 境 省

日光国立公園（尾瀬地域）

指 定 書

（ 公園区域の変更 ）

目 次

1 変更理由	1
2 変更する区域	2

1 変更理由

日光国立公園は、昭和9年12月に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国初期の国立公園の一つである。当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年の区域拡張により那須甲子・塩原、鬼怒川、栗山及び足尾地区が加えられ、概ね現在の形が作られた。その範囲は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の4県に及び、尾瀬地域、日光地域、那須甲子・塩原地域の3地域で構成されている。

尾瀬地域は、我が国を代表する山地湿原である尾瀬ヶ原や尾瀬沼、その後背に位置する燧ヶ岳や至仏山の山容等が一体となった極めて自然性が高く多様な景観を有するとともに、自然とのふれあいの場として多くの人々に利用されている地域である。

今般、尾瀬地域を尾瀬国立公園の区域の一部として指定することから、本公園の区域より削除するものである。

2 変更する区域

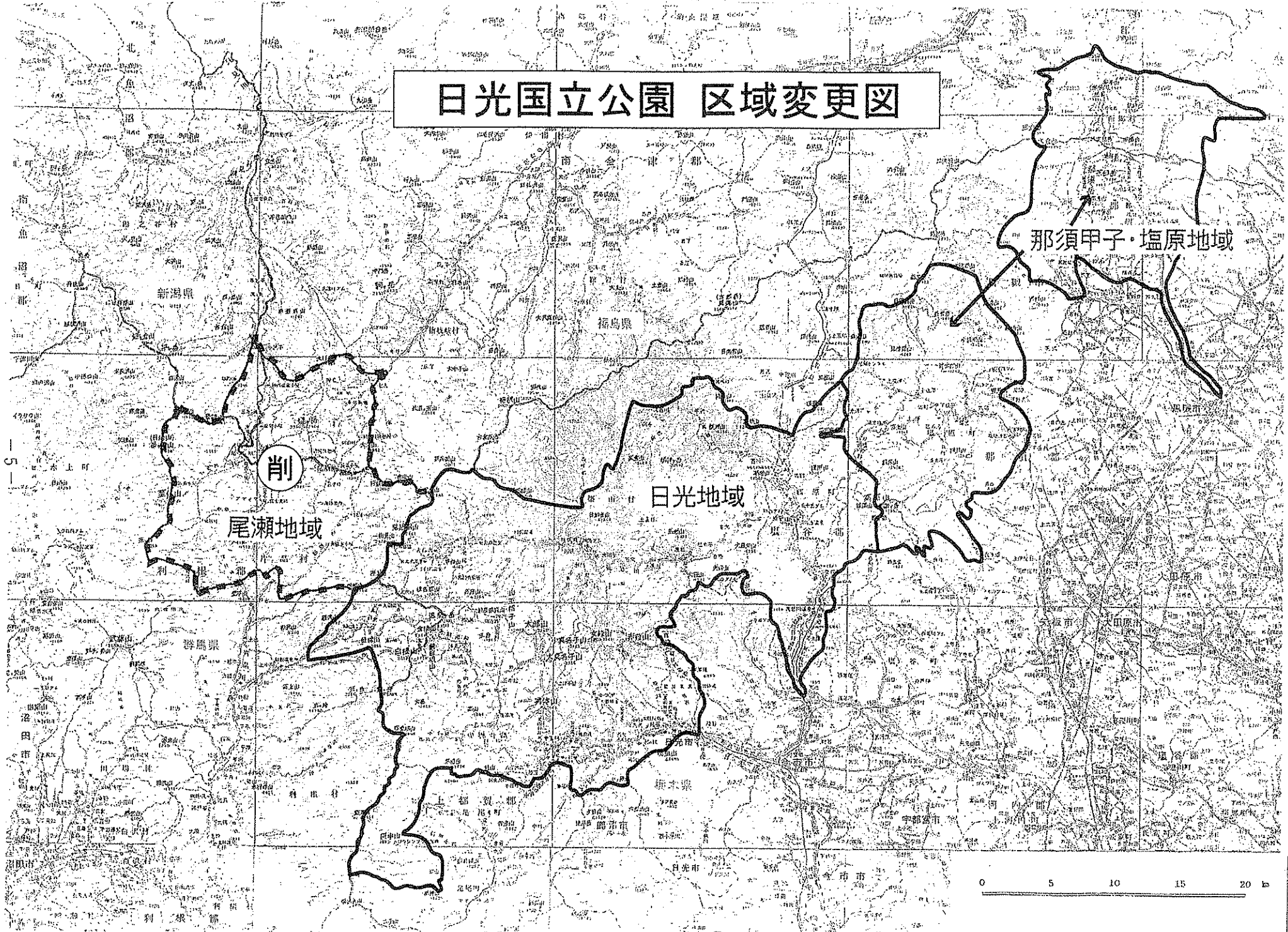
日光国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1062 林班、1063 林班、1101 林班及び 1102 林班の全部並びに 1047 林班の一部 福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部
2	削除	群馬県利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62 林班の全部 群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部
3	削除	新潟県魚沼市内 国有林中越森林管理署 276 林班及び 277 林班の全部

変 更 理 由	面 積 (ha)
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 6,390 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 6,390 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right] \end{array}$
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 17,657 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 1,277 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 16,380 \end{array} \right] \end{array}$
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 1,156 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 1,156 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right] \end{array}$
変更部分面積計	$\begin{array}{r} \Delta 25,203 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 8,823 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 16,380 \end{array} \right] \end{array}$
変更前公園面積	$\begin{array}{r} 25,203 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 8,823 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 16,380 \end{array} \right] \end{array}$
変更後公園面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right] \end{array}$

日光国立公園 区域変更図



日光国立公園（尾瀬地域）

公園計画書

（公園計画の変更）

目 次

1	変更理由	1 1
2	規制計画	
(1)	保護規制計画	1 2
ア	特別地域	1 2
(ア)	特別保護地区	1 4
(イ)	指定湖沼及び指定湿原	1 6
イ	普通地域	1 8
ウ	面積内訳	2 0
(ア)	地域地区別土地所有別面積（変更後）	2 0
(イ)	地域地区別市町村別面積	2 0
3	施設計画	
(1)	利用施設計画	2 2
ア	集団施設地区	2 2
イ	単独施設	2 4
ウ	道路	2 8
(ア)	車道	2 8
(イ)	歩道	3 0
4	参考事項	
(1)	過去の経緯	3 4

1 変更理由

日光国立公園は、昭和9年12月に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国初期の国立公園の一つである。当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年の区域拡張により那須甲子・塩原、鬼怒川、栗山及び足尾地区が加えられ、概ね現在の形が作られた。その範囲は福島県、栃木県、群馬県及び新潟県の4県に及び、尾瀬地域、日光地域、那須甲子・塩原地域の3地域で構成されている。

尾瀬地域は、我が国を代表する山地湿原である尾瀬ヶ原や尾瀬沼、その後背に位置する燧ヶ岳や至仏山の山容等が一体となった極めて自然性が高く多様な景観を有するとともに、自然とのふれあいの場として多くの人々に利用されている地域である。

今般、尾瀬地域を尾瀬国立公園の区域の一部として指定することから、本公園の区域より削除することに伴い、尾瀬地域の公園計画を削除するものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1063林班、1101林班及び1102林班の全部並びに1047林班及び1062林班の各一部 福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部
2	削除	群馬県利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62林班の一部 群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部
3	削除	新潟県魚沼市内 国有林中越森林管理署 276林班及び277林班の全部

変 更 理 由	面 積 (ha)
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 5,800 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} \Delta 5,800 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right) \end{array}$
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 11,821 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} \Delta 293 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 11,528 \end{array} \right) \end{array}$
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 1,156 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} \Delta 1,156 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right) \end{array}$
変更部分面積計	$\begin{array}{r} \Delta 18,777 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} \Delta 7,249 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 11,528 \end{array} \right) \end{array}$
変更前特別地域面積	$\begin{array}{r} 18,777 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} 7,249 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} 11,528 \end{array} \right) \end{array}$
変更後特別地域面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left(\begin{array}{l} \text{国} 0 \\ \text{公} 0 \\ \text{私} 0 \end{array} \right) \end{array}$

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1063 林班の全部並びに 1101 林班及び 1102 林班の各一部 福島県南会津郡檜枝岐村 字燧ヶ岳の一部 群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部 新潟県魚沼市内 国有林中越森林管理署 277 林班の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
尾瀬国立公園として指定するため。	$\begin{array}{r} \Delta 8,692 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 2,431 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 6,261 \end{array} \right] \end{array}$
変更部分面積	$\begin{array}{r} \Delta 8,692 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} \Delta 2,431 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \Delta 6,261 \end{array} \right] \end{array}$
変更前特別保護地区面積	$\begin{array}{r} 8,692 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} 2,431 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} 6,261 \end{array} \right] \end{array}$
変更後特別保護地区面積	$\begin{array}{r} 0 \\ \left[\begin{array}{r} \text{国} 0 \\ \text{公} 0 \\ \text{私} 0 \end{array} \right] \end{array}$

(イ) 指定湖沼及び指定湿原

次の汚廃水の排出の規制に係る湖沼及び湿原を削除する。

(表 4 : 指定湖沼及び指定湿原削除表)

番号	名 称	位 置	地域地区
1	尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村内	特別保護地区
2	尾瀬ヶ原	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村内	特別保護地区

告示年月日	理 由
昭46.11.17	尾瀬国立公園の公園計画へ振り替えるもの。
昭46.11.17	尾瀬国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

イ 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 5 : 普通地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	福島県南会津郡檜枝岐村内 国有林会津森林管理署南会津支署 1062 林班の一部
2	削除	群馬県利根郡片品村内 国有林利根沼田森林管理署 62 林班の一部 群馬県利根郡片品村 大字戸倉の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
尾瀬国立公園として指定するため。	$\Delta 590$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad \Delta 590 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right)$
尾瀬国立公園として指定するため。	$\Delta 5,836$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad \Delta 985 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad \Delta 4,851 \end{array} \right)$
変更部分面積	$\Delta 6,426$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad \Delta 1,575 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad \Delta 4,851 \end{array} \right)$
変更前普通地域面積	$6,426$ $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 1,575 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 4,851 \end{array} \right)$
変更後普通地域面積	0 $\left(\begin{array}{r} \text{国} \quad 0 \\ \text{公} \quad 0 \\ \text{私} \quad 0 \end{array} \right)$

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 6 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地 域								
		特別保護地区			第 1 種			第 2 種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地種区分別面積 (比 率)	0 (0)			0 (0)			0 (0)		
	地域地区別面積 (比 率)									
	地域別面積 (比 率)									

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 7 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区名		現 行			普 通 地 域
		特別保護地区	特別地域	小 計	
市町村名		特別保護地区	特別地域	小 計	普 通 地 域
福島県	檜 枝 岐 村	2,109	3,691	5,800	590
群馬県	片 品 村	6,261	5,560	11,821	5,836
新潟県	魚 沼 市	322	834	1,156	0
合 計		8,692	10,085	18,777	6,426

(単位：面積ha、比率%)

第 3 種			普通地域 (陸域)			合 計 (陸域)			海中公園地区
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0 (0)									
0 (0)									
0 (0)						0 (0)			0ヶ所 0

(単位：ha)

合 計 (A)	変 更 後						普 通 地 域	合 計 (B)	増 減 (B-A)
	特 別 地 域					小 計			
	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種					
6,390	0	0	0	0	0	0	0	△6,390	
17,657	0	0	0	0	0	0	0	△17,657	
1,156	0	0	0	0	0	0	0	△1,156	
25,203	0	0	0	0	0	0	0	△25,203	

3 施設計画

(1) 利用施設計画

ア 集団施設地区

次の集団施設地区を削除する。

(表 8 : 集団施設地区削除表)

番号	名 称	位 置
1	尾瀬沼	福島県南会津郡檜枝岐村（尾瀬沼）
2	尾瀬温泉	福島県南会津郡檜枝岐村（尾瀬温泉）
3	山ノ鼻	群馬県利根郡片品村（山ノ鼻）
4	樺平	福島県南会津郡檜枝岐村（樺平）

告示年月日	理 由
昭24.10.15	尾瀬国立公園の公園計画へ振り替えるもの。
昭 42.12.5	公園利用上の必要性が乏しく、集団施設地区として今後整備する見込みがないため削除するもの。
昭 42.12.5	尾瀬国立公園の公園計画へ振り替えるもの。
昭 42.12.5	尾瀬国立公園の公園計画へ振り替えるもの。

イ 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 9 : 単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (三池田代)
2	宿 舎	福島県南会津郡檜枝岐村 (奥只見)
3	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (三條滝)
4	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (平滑の滝)
5	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (重兵衛池)
6	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (長池)
7	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (燧ヶ岳)
8	避 難 小 屋	福島県南会津郡檜枝岐村 (燧岳)
9	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (尾瀬ヶ原)
10	宿 舎	福島県南会津郡檜枝岐村 (尾瀬ヶ岳)
11	給 水 施 設	福島県南会津郡檜枝岐村 (見晴)
12	排 水 施 設	福島県南会津郡檜枝岐村 (見晴)
13	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (沼尻)
14	駐 車 場	福島県南会津郡檜枝岐村 (沼山口)
15	園 地	福島県南会津郡檜枝岐村 (沼山峠)
16	博物展示施設	福島県南会津郡檜枝岐村 (沼山峠)
17	宿 舎	群馬県利根郡片品村 (龍宮小屋)
18	避 難 小 屋	群馬県利根郡片品村 (至仏山)
19	園 地	群馬県利根郡片品村 (小淵沢田代)
20	博物展示施設	群馬県利根郡片品村 (小淵沢田代)
21	園 地	群馬県利根郡片品村 (三平下)
22	宿 舎	群馬県利根郡片品村 (三平峠下)

告示年月日	理 由
昭 24. 10. 15	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 23. 9. 28	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 24. 10. 15	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 38. 7. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 46. 1. 22	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 53. 7. 13	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 31. 8. 18	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 34. 3. 24	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。

番号	種 類	位 置
23	園 地	群馬県利根郡片品村（三平峠）
24	博物展示施設	群馬県利根郡片品村（三平峠）
25	宿 舎	群馬県利根郡片品村（三平口）
26	宿 舎	群馬県利根郡片品村（黒岩山）
27	休 憩 所	群馬県利根郡片品村（一の瀬）
28	駐 車 場	群馬県利根郡片品村（一ノ瀬）
29	宿 舎	群馬県利根郡片品村（富士見峠）
30	休 憩 所	群馬県利根郡片品村（富士見峠）
31	宿 舎	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）
32	駐 車 場	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）
33	博物展示施設	群馬県利根郡片品村（鳩待峠）
34	園 地	群馬県利根郡片品村（津奈木沢）
35	宿 舎	群馬県利根郡片品村（津奈木沢）
36	野 営 場	群馬県利根郡片品村（津奈木沢）
37	園 地	群馬県利根郡片品村（大清水）
38	宿 舎	群馬県利根郡片品村（大清水）
39	宿 舎	新潟県魚沼市（東電小屋）

告示年月日	理 由
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 24. 10. 15	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 36. 4. 4	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 49. 12. 7	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 40. 12. 10	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 32. 3. 29	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 42. 12. 5	利用の実態等を踏まえ、削除するもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 30. 4. 22	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。

ウ 道路

(ア) 車道

次の車道を削除する。

(表 10 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	大清水七入線	起点－群馬県利根郡片品村 (戸倉ウルシ沢) 終点－群馬県利根郡片品村 (三平口) 起点－福島県南会津郡檜枝岐村 (沼山口) 終点－福島県南会津郡檜枝岐村 (国立公園境界)	
2	御池銀山平線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村 (樺平) 終点－福島県南会津郡檜枝岐村 (国立公園境界)	
3	笠利川鳩待峠線	起点－群馬県利根郡片品村 (国立公園境界) 終点－群馬県利根郡片品村 (鳩待峠)	
4	硫黄沢富士見下線	起点－群馬県利根郡片品村 (国立公園境界) 終点－群馬県利根郡片品村 (富士見下)	

告示年月日	理 由
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。

(イ) 歩道

次の歩道を削除する。

(表 1 1 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	小沢平三条ノ滝線	起点－新潟県魚沼市（白沢） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（三條瀧）	
2	赤法華檜枝岐田代線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（赤法華） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代）	
3	三平口赤法華線	起点－群馬県利根郡片品村（三平口） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（沼尻） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（国立公園境界）	
4	燧ヶ岳登山線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（三池田代）	
5	大櫓沢線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（元温泉小屋） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（ウサギ田代）	
6	温泉燧ヶ岳線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（尾瀬温泉） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（燧ヶ岳）	
7	燧ヶ岳登山線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（長蔵小屋） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（沼尻）	
8	沼山峠燧登山線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（沼山峠） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（燧ヶ岳東陵）	
9	長蔵小屋檜枝岐田代線	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（長蔵小屋） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代）	
10	金精尾瀬沼線	起点－群馬県利根郡片品村（黒岩山） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（長蔵小屋）	
11	小淵沢尾瀬沼線	起点－群馬県利根郡片品村（小淵沢田代） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（尾瀬沼）	
12	尾瀬ヶ原線 （下田代牛首線）	起点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代） 終点－群馬県利根郡片品村（山ノ鼻）	
13	鳩待峠見晴線	起点－群馬県利根郡片品村（鳩待峠） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代）	
14	富士見峠見晴線	起点－群馬県利根郡片品村（富士見下） 終点－福島県南会津郡檜枝岐村（檜枝岐田代）	
15	尾瀬ヶ原線 （富士見峠ヨッピ線）	起点－群馬県利根郡片品村（富士見峠） 終点－群馬県利根郡片品村（ヨッピ橋）	
16	山の鼻横田代線	起点－群馬県利根郡片品村（横田代） 終点－群馬県利根郡片品村（山ノ鼻）	
17	奥田代周回線	起点－群馬県利根郡片品村（山ノ鼻） 終点－群馬県利根郡片品村（山ノ鼻）	
18	尾瀬沼山ノ鼻線	起点－群馬県利根郡片品村（三平峠） 終点－群馬県利根郡片品村（山ノ鼻）	

告示年月日	理 由
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 40. 12. 10	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用状況に合わせ削除するもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	利用状況に合わせ削除するもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 24. 10. 15	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 36. 5. 16	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
昭 42. 12. 5	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。

19	大清水三平口線	起点－群馬県利根郡片品村（大清水） 終点－群馬県利根郡片品村（三平口）	
20	丸沼大清水線	起点－群馬県利根郡片品村（丸沼温泉） 終点－群馬県利根郡片品村（大清水平）	

昭 49. 12. 7	尾瀬国立公園の公園計画に振り替えるもの。
不 明	利用状況に合わせ削除するもの。

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和9年 12月4日 公園区域の指定

イ 規制計画

昭和13年 5月13日 特別地域の指定

昭和28年 12月22日 特別保護地区の指定

昭和42年 12月 5日 特別地域の区域変更

昭和42年 12月 5日 特別保護地区の区域変更

昭和46年 11月13日 指定湖沼又は湿原の指定（尾瀬沼、尾瀬ヶ原）

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平20業複、第67号）